

## 平成29年度事業報告

我が国経済は、リーマン・ショックに端を発する世界的な経済危機以降、円高の進行、景気の低迷が続く中、木材需要の減少や木材価格の低迷等から、林業・木材産業は、深刻な状況におかれてきたところであるが、25年以降、経済の立て直しを第一義に掲げる安倍政権のもとでの積極的な財政措置や大胆な金融緩和対策などいわゆるアベノミックスにより、長年にわたり続いた円高から脱却し円安へ移行するとともに、景気は、緩やかな回復基調が続いている。

このような状況のもとで、国産材の生産が徐々に拡大し、自給率も上がってきているが、長期にわたる経済低迷の影響により、林業・木材産業の経営基盤はまだまだ脆弱であり、担い手である山村は、過疎化、高齢化が進み、危機的な状況にあることから、森林・林業の再生に向けて、林活地方議員連盟等と連携を図りつつ、提言・要請活動を積極的に展開した。

このような中、3月末に、ほぼ前年度並みの予算が成立し、8月末には、対前年度21%増の30年度概算要求が提出された。

また、流木対策等防災対策の推進やTPP / 日EU・EPA対策などのため、12月に補正予算が組まれるとともに、年末に30年度予算概算決定がなされ、わずかながら対前年度増となった。

一方、長年の悲願である環境税については、与党税制改正大綱において、森林環境税（仮称）を創設する旨明記され、ようやく実現することとなった。

森林・林業活性化基金事業（以下「基金事業」という）については、森林・林業活性化に関する調査・研究、普及・啓発等の事業を実施した。

### I 概要

#### 1 一般事業

- (1) 30年度予算（案）等の編成に当たっては、林活地方議連とも連携を図りつつ、
- ① 森林環境税等の早期実現と森林整備の推進、
  - ② 国民の安全・安心を確保する治山対策の拡充等、緑の国土強靱化の推進、
  - ③ 持続的な森林経営の確立と人材の育成強化、
  - ④ 地域が主体となった森林整備から木材の流通加工に亘る一体的取り

組みの推進と林道等路網整備の充実、⑤ 木材産業の振興と木材利用の推進、⑥ 情報通信技術の活用等 林業の技術革新と多様な森林管理活動など魅力ある林業の創出、⑦ 水源林整備の計画的実施と森林病虫害対策の推進、⑧ 国有林の先導的取り組みと民有林との一体的施策展開、⑨ 東日本大震災からの復旧・復興の推進と熊本地震災害の早急な復旧、及び九州北部を襲った豪雨災害の早急な復旧等の課題を掲げ、積極的な提言・要請活動を行った。

特に、30年度概算要求に当たっては、義務的経費等を除く一般経費について、対前年度の9割以下にするよう求められるとともに、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策を始め、骨太の方針、未来投資戦略等を踏まえた諸課題について「新しい日本のための優先課題推進枠」として、9割以下に削減された一般経費要求額の3割の範囲内で要望できるとされたことから、積極的かつ幅広い対応に取り組んだ。

ア その結果、30年度概算要求（8月時点）については、林野公共予算で対前年度比119%、非公共予算で124%、全体では121%の増額要求となったが、29年12月の概算決定において対前年度比101%と微増の予算となった。

イ また、九州北部豪雨災害等を踏まえた流木対策の推進や日EU・EPA対策などに向けての補正予算が12月に生まれ、これを加えれば、対前年度比131%の伸びとなった。

(2) 林業税制については、特に、森林吸収源対策に必要な安定的財源を確保するための「環境税」の創設に取り組んできたところであり、年末の与党税制改正大綱において、「森林環境税（仮称）」を創設する旨明記され、36年度から課税するとともに、先行して31年度から借入金により「森林環境譲与税（仮称）」として実施されることとなった。

(3) 林産物の関税・貿易交渉については、WTOの多角的貿易交渉について、23年12月の第8回閣僚会議で一括妥結断念の議長声明が出されて以降、間断的に開催されているものの目立った進展はなく、27年12月のナイロビ閣僚会議でもドーハラウンド交渉の継続の再確認ができなかった。

また、経済連携協定（EPA）及び自由貿易協定（FTA）については、これ

までに15カ国・地域との間で協定が発効又は署名済みとなっており、更にカナダやコロンビア、日中韓、トルコ等7カ国・地域との交渉が行われており、これらの交渉等において林業・木材産業に悪影響を及ぼさないよう関係機関に要請してきているところである。

一方、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）がアメリカの離脱を受けて、漂流状態となる中で、代わって急浮上してきた日EU・EPA交渉が、7月に大枠合意し、12月に交渉妥結となった。加えて、漂流状態となっていたTPPがアメリカを除く11カ国で、11月、大筋合意となるなど、我が国は貿易自由化に向けて大きく舵を切ることとなった。

当然、林業・木材産業も大きな影響を受けることとなり、補正予算等を活用しながら対処していくことが必要となっている。

(4) 国有林野事業については、一般会計に移行しているところであるが、我が国の林業・木材産業や国土の保全等に重要な役割を果たしていることから、公益的機能の一層の発揮と技術的課題への先導的取組、民有林との一体的な施策展開等が図られるよう提言活動を行った。

また、水源林整備については、計画的な実施、森林整備法人による森林整備の円滑化により公益的機能を確保するよう提言活動を実施してきた。

なお、違法伐採対策として「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」いわゆる「クリーンウッド法」が施行され、我が国も欧米諸国に続いて合法木材等の流通・利用等を推進することとなった。

このほか、予算要求時や予算の概算決定時など、節目 節目で林業団体懇談会を開催して、林野庁からの説明、意見交換等を行ったほか、全会員に対して会報誌「日本林業」をメール配信するなど、広報活動の推進に努めた。

## 2 基金事業

基金事業については、「基金事業計画の基本方針」に基づき、「調査・研究」、「公開講座」及び「普及・啓発」の事業を実施した。

### (1) 調査・研究

26年8月から行ってきた「森林等地域資源の活用を軸とした山村振興対策に

関する調査」については、10月に報告書をまとめた。また11月から新たに「森林資源の循環利用と新たな森林管理のあり方」を課題として研究会を設置し、調査検討を開始した。

## (2) 公開講座

11月20日(月)、早稲田大学教授 古谷誠章氏より、「地域と“よそ者”がトップブランドを育て、日本の林業を底上げする」と題した公開講座を実施した。

## (3) 普及・啓発

情報・広報誌「森林と林業」を月1回発刊し、広く都道府県、市町村及び林業関係団体等に配布した。